消防災第355号 国河政第260号 平成18年9月26日

消防疗長官

国土交通事務次官

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を 改正する政令の施行について (通知)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成18年政令第315号)が、平成18年9月26日に公布施行されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、条例の改正等を速やかに行う等、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村、関係一部事務組合及び広域連合並びに水害予防組合に対してもこの旨周知願います。

記

1 改正の趣旨

地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について、総務省令で定めることとする等の措置を講ずること。

2 改正の内容

- (1) 非常勤消防団員等の傷病補償年金に係る傷病等級ごとの障害について、総務 省令で定めることとしたこと。 (第5条の2関係)
- (2) 非常勤消防団員等の障害補償に係る障害等級ごとの障害について、総務省令で定めることとしたこと。(第6条関係)
- (3) 非常勤消防団員等の介護補償に係る障害について、総務省令で定めることとしたこと。 (第6条の2関係)
- (4) その他地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した規定の整備を行うこととしたこと。

3 適用関係

(1) 施行期日等

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定は、平成18年4月1日から適用

することとしたこと。(改正政令附則第1条関係)

(2) 経過措置

その他この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとしたこと。(改正政令附則第2条関係)

政令第三百十五号

非 常常 勤 消 防 寸 員等に係る損害補 償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内 閣 は、 消 防 組 織 法 昭昭 和二十二年 法律第二百二十六号) 第二十四 条 第 項、 消 防 法 (昭 和二十三年法 律

第百 八十六号) 第三十六条の三第一項 (同条第三項にお いて準 用する場合を含む。 並びに・ 水防 法 (昭 和二

十四四 年法律第百九十三号)第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非 常常 勤 消 防 寸 員等に係る損害補償 の基準を定める政令 (昭 和三十一年政令第三百三十五号) の一部を次の

ように改正する。

第二条 第二 項 中 次 の各号に」を 「次に」 に改 め、 同 . 項第 一 号中 別 表第一」 を 別 表 に 改めめ

第三条中 「療養補償 以は、 を削り、 「場合において、 当該非常勤 消防団 員等に対して」を 「場合にお *(* \ 7

は、 療養補業 償として」に、 「支給して行うものとする」 を 「支給する」 に 改める。

第 五 条 中 休 業補償 は、 を 削 り、 「できないとき、 当 該 非常 勤 消 防 寸 員等に対して」を 「できな いとき

は、 休業 補 賞とし て に改 め、 日 を削り、 「支給して行うものとする」を「支給する」 に改 らめる。

第五条の二第一項を次のように改める。

非 常勤 消 防団員等が公務により、 又は消防作業等に従事 若 しくは救急業務に協力したことにより、

負傷し、 又は 疾病 に か か り、 当該 負 傷 又は 疾病に係 る療 養 \mathcal{O} 開 始 後 __ 年六箇日 引を経過 過 した日 に お į١ て次の

各号の 1 ず れ 12 ₽ 該 当する る場 合 又 は 同 日 後 次 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} 1 ず れ に も該当することとなつた場 一合に は、 その状

態 が 継 続 7 1 る 期 間 傷 病 補 償 年 金を支 給す る。 。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

当 該 負 傷 又は 疾 病による障害 \mathcal{O} 程度が、 次条第二 項に規定する第 級から第三級までの各障 !害等級 に

相当するものとし て総務が 省令で定 め る第 級、 第二 級 又は 第三 級 \mathcal{O} 傷 病等 級 に 該当すること。

第 五 条 の 二 第三項 中 別 表 第二中 \dot{O} を 削 り、 同 項 を 同 条第 应 項 کار 同 条 第 二項 を同 条第三項とし、 同

条第一項の次に次の一項を加える。

2 傷 病 補 償 年 · 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 は、 当該 負傷 又は疾病による障 害 1の程 度が次の各号に掲げる傷病等級 (前項第二号

傷 病 等級 をい う。 以 下同 Ü \mathcal{O} 7 ず れに該当するかに応じ、 年につき補償 基 一礎額 に当 該各号に定める

倍数を乗じて得た額とする。

第一級 三百十三倍

二 第二級 二百七十七倍

三 第三級 二百四十五倍

第六条第一項を次のように改める。

非 常常 勤 消 防 寸 員 等 が 公務 に ょ り、 又 は 消 防 作 <u>-</u>業等 に 従事 Ļ 若 しく は 救急業務に協 力したことにより、

負傷 又は 疾病に カゝ カュ り、 治 つたときに次項に 規定する障 害等級に該当する程度 の 障 .害が 存 する場合に

お ١ ر て は、 障 害補償として、 同 項 に 規定す る第 級 か 5 第七 級 ま で 0) 障 害等級 12 該当する障 害 が あ るとき

に は、 当該 障 害 が 存 す Ś 期 間 障 害 補 償 年 金 を 毎 年 支 給 し、 同 項 に 規 定 する第 八 級 か 5 第 + 兀 級 ま で \mathcal{O} 障

害 等 級 12 該 当 す る 障 害が あ るときに は、 障 害 補 償 時 金を支給 す る。

第六 、条第七 項 中 別 表第三中 \bigcirc を削り、 等 級 を 「 障 害等級」 に改 め、 同 項を同条第九 項とし、 同

第六項 中 障 害 \mathcal{O} 等 級 を 障 害等 級 に 改 め、 同 項 を 同 条第 八項とし、 同 条第 五 項を 削 り、 同 条 第四 項 中

等 級 を 障 害等 級 に 改 め、 同 項 を 同 条 第七 項とし、 同 条 第三 項 中 障 害 \mathcal{O} 等 級 を 障 害 等 級 に 改

め、 同 項 各号 中 等 級 を 障 害 等 級 に 改 め、 同 項 を 同 · 条第· 六 項 とし、 同 条 第 二項 中 別 表 第三 に 定定 \Diamond る

を 障 害等級に該当する」に、 「障害の 等 級 を 障 害等級」 に、 「応ずる等級」 を 「応ずる障害等級

条

に改 め、 同項を同条第五項とし、 同条第一項の次に次の三項を加える。

2 障害等 級 は、 その 障 害 \mathcal{O} 程 度に応じて重 度 0 ŧ \mathcal{O} か 5 順 に、 第一 級 から第十四級までに区分するものと

する。 この 場合に、 お 7 て、 各 障 害 S 等 級 に該当す んる障 害 は、 総 務省令で定 め る。

同 ľ に応じ、 補 償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。 3

障

害

補

償

年

金

 \mathcal{O}

額

は、

年

につき、

次の

各号に掲げ

る障

害等

級

前

項

E

規定

する障害等級をいう。

以 下

第 級 三百十三倍

第二級 二百 七 十七: 倍

 \equiv 第三級 一百 匹 十五 倍

兀 第四 級 二百十三 倍

五 第五 級 百 八十 ·四 倍

六 第六 級 百 五. + · 六 倍

七 第 七 級 百三十 倍

4 障 害 補 償 時 金 \mathcal{O} 額は、 次の各号に掲げる障害等級に応じ、 補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じ

て得た額とする。

一 第八級 五百三倍

二 第九級 三百九十一倍

三 第十級 三百二倍

四 第十一級 二百二十三倍

五 第十二級 百五十六倍

六 第十三級 百一倍

七 第十四級 五十六倍

第六条の二第一項本文を次のように改める。

傷 病 補 償年金又は 障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、 当該傷病補償年 金 又は 障 害

補 償 年金を支給すべ き事 由 となった障害 で あっ て 総務省令で定め る程 度 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に により、 常時 又 は 随 時 介 護

を受けてい . る期! 間 常 時 又は随 時 介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣 が定め る金額を を要す

る状態

にに

あ

ŋ

か

つ、

常時

又は随

時

介護を受けてい

る場合にお

1

て

は、

介護

補

償とし

て、

当

該

介

護

支給する。

第六条の二第二項を次のように改める。

2 介護 補 償 は、 月を単位として支給するものとする。

て行うものとする」を「支給する」 に改める。

第七

条

中

遺

族

補

償

は、

を削

り、

場場

合において」

を

「場合におい

ては、

遺族補償として」に、

支給

第八条第一 項第四号中 「次に掲げるいずれ か 態」 「総務省令で定める障害の状態 (次条、

 \mathcal{O} 状

を

第八条

 \mathcal{O}

三及び 第九条の三に お 1 て 「特定障害状 態」 という。 _ に改 め、 同号イ 及び 口 を削 る。

第八 へ 条 の 二 第 項 第 号 中 前 条 第 項第 四号イ若しくは 口 に · 掲 げる状 態 を 特 定障 害 状 態」 に 改 め

同 条第四項中 こに を 一 い ずれかに」 に改め、 同項第一 号 中 「前条第一 項第四号イ又は 口 に 掲げる状態」

を 「特定障害状態」 に改め、 同 項第二号中 「前条第一項第四号イ若しくはロに掲げる状態」 を 「特定障害状

態」 に 改 んめる。

第 八 条 の三第 項第五号及び第六号中 「第八条第 項第四号イ又は ロに 掲げる状態」 を 「特定障害状態」

に改める。

第九 条の三第一項第二号中 「第八条第一項第四号イ若しくは 口に掲げる状態」 を 「特定障害状態」 に改め

る。

第 + 条中 「葬 祭補 償 は、 を削 り、 場 合に お 7 て を 「場合 に お 7 7 は に、 対 を 対

て、 葬祭補業 償とし て に、 「支給して行うも のとする」 を 「支給す る に 改 8 る。

- 「防禦」 - 「防^{ぎょ} 項、 項」 第五条の二第二

六条第三

項若しく

は

第

匹

項

に

改

め、

別

表第二に定め

る

を削

り、

同

表

公に定

め

る第二級

 \mathcal{O} 傷

病

等

級

を

第

+

条の二中

を

「 防 御 」

に、

「第五

条の二第一

第六条第

を

項、

第

第二 級 \mathcal{O} 傷 病 等 級 に、 別 表 第 三に 定 8 る 第 級 \mathcal{O} 等 級 を 第 級 \mathcal{O} 障 害 等 級 に、 同 表 に · 定 \Diamond る

第二級 \mathcal{O} 等 級 を 第二 級 \mathcal{O} 障 害等 級 に 改 \Diamond る。

附 則 第 条 \mathcal{O} 一第一 項中 障 害 の等に 級 12 を 「障害等 級に」 に改 め、 同 項 \hat{O} 表 中 「障害 \mathcal{O} 等級」 を 障 害

等 級 に 改 め、 同 条 第二 項 中 第六条第六 項」 を 第六条第 八 項 に 改 め、 同 項 第 号 中 障 害 \mathcal{O} 等 級

及 び 障 害 \mathcal{O} 程 度 を 障 害 等 級 に . 改 め、 同 項 第 号中 障 害 \mathcal{O} 等 級 を 障 害 等 級 に、 第六 条第

六 項」 を 第 六 条第 八 項 に、 別 表 第三に立 定 8 る を 加 重 後 \mathcal{O} に 改 \Diamond る。

附 則 第 条の三第四 項中 障 宇の等 級 を 障 害等級」 に、 第六条第六項」 を 「第六条第八項」 に改め

る。

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正 後の規定は、 平成十八年四 月一日から適用し、 同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金

障害補償、 介護補償及び 遺族補償については、 当該規定にかかわらず、 なお従前 の例による。

て、 総務省令で定めることとする等の措置を講ずる必要があるからである。

地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、

障害等級ごとの障害につい

 \bigcirc 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

の拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償はし、次に掲げる場合(総務省令で定める場合に限る。)には、その収入を得ることができないときは、休業補償として 。ただを得ることができないときは、休業補償として 。ただることができない場合において、給与その他の業務上の収入することができない場合において、給与その他の業務上の収入

いる場合 一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されて

行わない。

(傷病補償年金) ニーツ年院その他これに準ずる施設に収容されている場合ニーツ年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

第五 又は同日 箇月を経過した日におい は 条の二 疾病にか その状態が エ後次の 若しくは救急業務に 非常勤消防 か ŋ 継続して 各号のい 当該負傷又は 寸 員等が て次の各号のいずれにも該当する場合 1 ず 、る期間 れにも .協力したことにより、 疾病に係る療養の開 公務により、 該当することとなった場合に 傷病補償年金を支給する。 又は 消防 負傷 始 後 作 =業等に 年 又

一当該負傷又は疾病が治つていないこと。

て総務省令で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級にする第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとし一当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定

2 の各号に掲げる傷病等 傷病補償年金 額 は 当 級 「該負 前 項第 《傷又は 一号の 疾病による障害 傷病等級を 0 . う。 程 度 が 以

該当すること。

の拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償はし、次に掲げる場合(総務省令で定める場合に限る。)には、その百分の六十に相当する金額を支給して行うものとする。ただ の拘禁され、 その収入を得ることができない期間、 を得ることができないとき、 することができない場合において、 行わない。 又は疾病にかかり、 療養のため勤 当該非常勤消防団員等に対して 給与その他の業務上 日につき、 務その他の業務に 補償基礎 の収 従 額 入

ひ手完たの也にれて進げる施安と又容されている場合いる場合である。
刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されて

(傷病補償年金) ――少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

第五条の二 より、 又は消 支給して行うものとする。 状態が継続している期 となった場合に も該当する場合又は同日後次の各号の 養の開始後一年六月を経過した日におい 年に 負傷し、 つき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額 防作業等に従事し、 傷病補償年 おい 又は疾病にか 間、 - 金は、 当該非常勤消防 別表第二 若しくは救急業務に かり、 非 常勤 当該 に定める傷病等級に応じ、 消 V 防 て次の 団員等に対して、 ずれにも該当すること 負 寸 傷又は疾病 員 等 各号の .協力したことに が公務に に係る療 ずれに により、 そ

一当該負傷又は疾病が治つていないこと。

第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。 二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第二に定める

額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。 同じ。 のい ずれに該当するかに応じ、 基

第 級 三百十三倍

第 級 百七十七倍

第三 級 百四十五倍

4 3

(略)

新たに

には、新たに該当するに るときには、 規定する第 を支給するものとし、 障害補償 ない。 度の障害が存する場合においては、 いかかり、 若しくは救急業務に協力したことにより、 頃に 非常勤消防 規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当 当該障害が存する期間 級から第七級までの障害等級に該当する障害があ 治つたときに次項に規定する障害等級に 団員等が公務により、 その後は、 従前の傷病補償年金は、 障害補償年金を毎年支給 障害補償として、 又は消防 負傷 作業等に従事 該当する 同項 又は疾 支給

傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたた 3 2

め、 には、新たに該当するに至つた傷病等級に応ずる傷病補償年金め、新たに別表第二中の他の傷病等級に該当するに至つた場合 しない。 を支給するものとし、 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があ その後は、 従前の傷病補償年金 は、 いつたた 支給

(障害補償)

第六条 基礎額に同 傷し、 のとする。 障害補償一時 八級から第十四級までの等級に該当する障害がある場合には、 同表に定める障害の等級に応じ、 ある場合に に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、 める程度の障害が存するとき、 同表に定める第一 業等に従事し、 障害補業 又は疾病にかかり、 は、 表に定める倍数を乗じて得た金額を支給して行うも 置償は、 金として、 障害補償年金とし 若しくは救急業務に協力したことにより 級から第七級までの 非常勤消防 同表に定める障害の等級に応じ、 治つた場合におい 当該非 団員等が て、 年につき補償基礎額に 当該障害が存する期間 常 等級に該当する障害 勤消防団員等に対し 公務により 7 同表に定める第 別表第三に定 又は 補償 同 消 表

3

害補償年金の

額

は

年

につき

次の各号に掲げる障害等

総務省令で定める。

7

各障害等級

に該当する障害は、

級 害

から第十四級までに

2

障

等

級

がは、

そ

の障害

の程度に応じて重度のもの

区分するものとする。

この場合に

お

から順に、

する障害があるときに

は

障害補償

時金を支給する。

償基礎 (前 額 項 . 当 規定する障害等級をいう。 該各号に定め 百十三倍 る倍数を乗じて得た額とする。 以下同じ。 に応じ

百七十七倍

百四十五倍

五四 第 五 級 級 百八十四倍 百十三倍

七六 第六級 第七 級 百三 百五十六倍 \mp

|補 障害補 償 基礎額に 償 当該各号に定める倍数を乗じ 時 金 \mathcal{O} 額 は 次 0 各号に掲げる障害等級に応じ、 て得た額とする。

第八級 五百三 倍

第十級 第九級 三百二倍 三百九十 倍

第十一級 一百二十三

六 五 四 三 第十二級 百五十六倍

七 第十四 第十三 級 百一倍 五十六倍

5 障害等級に該当する程度の障害が二以上ある場合の 重い障害に応ずる障害等級によるものとする。

障 害等

級

2

寸 員等に最も有利なものによるものとする。 次に掲げる場合の障害等級 は、次の各号のうち非常勤 消

防

3

の規定による障害等級の一級上位の障害等級 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、 前 前 項 0) 項

規定による障害等級の二級上位 第 五 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、 級以上に該当する障害が二以上ある場合には \mathcal{O} 障 **虐害等級** 前

項

規定による障害等級の三級上位の障害等級

級 は、 別表 第三に 重い障害に応ずる等級 . 定 め る 程度の 障害が二以上ある場合の によるものとする。 障 害

0 等

団員等に最も有利なものによるものとする。 次に掲げる場合の障害の等級 は、 次の各号のうち非常勤 消

防

の規定による等級 規定による等級の一級上位の等級第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、 前 項

規定による等級 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合に の二級上位 \mathcal{O} 等級 は、 前 項 0

定による等級 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合に 位 の等 は 前 項 0

7 5 る らない。ただし、3障害等級による 項 0 級による障害補 規 この 定に 限りで よる 同 頭の規定に 障 な 害 償 補 の金 償 \mathcal{O} よる障害等級が第七級以 額を合算した金額 金 額 は、 それぞれ を超えては \mathcal{O} 障 害に応 上に なな ず

る場合は、

8 を差 \mathcal{O} 係 金 \mathcal{O} いるもの つて 程 各 額 \mathcal{O} し引い その 号に 度 者 に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額 加 0 障 者の 重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める である場合には、当該金額と当該金額に加 加 同 L 害 くは た金額をもつて障害 重 \mathcal{O} 加重 部 後 あ 位に \mathcal{O} 救急業務に協 る 障害 前 常 0 0 障害 等級 1 勤 7 消 の障 等 防 級 に応ずる障害補 力したことによる負傷 团 害の 補償の金額とするものとする。 員 が第七級以上である場合 、等が公務又は消防 程 程度を加え 償 重 の金 した場合に との合計 又は 重 額 作 から、 前 業 の障 等に 疾 額) は 病 そ 害 次 に 従 6

0 加 前 その 者の 得 \mathcal{O} 重 た金額 障 後 優害等級の障害等! 者加重 障 加 前 重 0 障害等 に応ずる障害補償 級 前 「**・3章害補償一時金の額を二十五でが第七級以上である場合 その者の知の障害等級 が第八級以 0 級 に が第八級以下であた。 が第八級以下であ り、か \mathcal{O} で除加 、 つ し重

9 を行うもの その 者 ては、 補 \mathcal{O} 者 償 加 重 年 \mathcal{O} とし、 加 金 前 を受ける者の たに \mathcal{O} 重 障害等級単後の障害等 その後は 該 当するに至つた障害等級に応ずる障害補他の障害等級に該当するに至つた場合 こ の 当 等 に応ずる障害補償 級 |該障害の程度に変更があ 従 写級に 前の障害補償年金は、 が る障害補償一時金の第八級以下である場 支給 つたた 額合

> 4 らな等 る場 前 っ合は、この い。ただし、 級 項 0) 規 に 定 による障 による障 限りでな 同項の 害補 害補 規定の 償 金 による等級 \mathcal{O} 額 金 を合算 額 は、 Ü そ た金額を超えては れ ぞ が 第七 れ \mathcal{O} 級 障 以上 害に応 に なな

5 該 同 表に 別 級 第三に 定 障 8 生害とす る各等 定め る 級 る各等級の \mathcal{O} 障 害に 相 障 害に 当 す るも 該 当し \mathcal{O} な は 1 同 障 表に 害 で 定 あ \emptyset 0 る当 て

等

0

こ その者の加重前の障害の等級が第八級以下であり、かつ、 の者の加重前の障害の等級に応ずる障害補償年金の額 の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額) 係るものである場合には、当該金額と当該金額と共同員にによる 金額(加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号その者の加重後の障害の等級に応ずる障害補償の金額 事 ょ て得 いつて、 加 L 既に障害の 前 \mathcal{O} 重 障害 若しくは救急業務に協 た金 後 同一部位につい 0 障害の \mathcal{O} 等級に応ずる障害補 ある非常勤 等級が第七級以上であ一前の障害の等級が第八 区分に応じてそれぞれ当該各号に定 ての障 消防 力 寸 害の したことによ 員 償 等 一時 程 が 度 公 る場合 金の を加 務 又 る負 額を二十五で 重 は L 消 その た場合に 傷 防 文は のとする。 作 者 から、 の災害に 等 \mathcal{O} 疾 ~、 障 除 加 額 \emptyset は 病 に る 重 次

7 にめ、 償 障 その 行うも 新 者 \mathcal{O} 者の額 償年金を受ける者の当該 加 別 重 0) لح 新たに該当するに至つ 表第三中 前 加 \mathcal{O} 重 障 後 その 害 0 \mathcal{O} 障 の等級に応ずる障 後は 他 害 \mathcal{O} \mathcal{O} 等 等級 従前 級 が第 障 の障害 害の た等 八 級以 級 該 程 害 度に I補償 補 当するに至つた場合 償 下である 年金 変更があ に応ずる障 時金 \mathcal{O} 場 0 額 合 害 た 補 た

(介護補償)ないものとする。

第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有す る期間については、 時又は随時介護を受けている場合においては、 ものにより、 支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度の る非常勤消防団員等が ただし、 当該介護を受けて 通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する 次に掲げる場合には、 常時又は随時介護を要する状態にあり、 介護補償は、 いる期間 当該傷病補償年金又は障害補償年金を 常時又は随時介護を受ける場合 行わない。その入院し、 又は入所してい 介護補償として かつ、 常

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。一・二(略)

(介護補償)ないものとする。

第六条の二 | に定める金額を支給して行うものとする。 非常勤消防団員等に対して、 下欄に定めるものにより、 害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて別表第四 る権利を有する非常勤消防団員等が カュ ~、 常時又は随時介護を受けている場合にお 介護補償は、 傷病補償年金又は障害補償年金を受け 常時又は随時介護を要する状態にあ 当該介護を受け 当該傷病補償年金又は障 7 いる期間 7 当該 次項

る期間については、介護補償は、行わない。 ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所してに

· 二 (略)

額とする。 一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、

障害の 四千五百九十円) を除く。) 要する場合」という。 れた額(その額が十万四千五百九十円を超えるときは、十 用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるとき 介護補 その月における最初の変更の)が別表第四常時介護を要する状態の いずれかに該当する場合(次号において「常時介護を 償に係る障害 その月における介護に要する費用として支出さ (障害の において、 前の障害。 状 態に変更があ その月に介護に要する費 項の下欄に定める 第三号において同 た場合に

けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号一 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償

(遺族補償)

等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給す亡した場合においては、遺族補償として、当該非常勤消防団員作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死第七条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防

(遺族補償年金

てい 0 員 常勤 等の配偶者 下同じ。 死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む 遺族補償年金を受けることができる遺族は、 たものとする。 消防団員等の)、子、父母、孫、 (婚姻の届出をしていないが、非常勤消 ただし、 死亡の当時その収入によつて生計 妻 祖父母及び兄弟姉妹であつて (婚姻の届出をしてい 非常 ないがを維持 防団 勤 消 員 防

> 護を受け として支出 た日 五. 「され 万六千七百十円 が た額が五万六千七百十円以下 ある場合にあ つては 該 介 一護に である場合に 要 (する費用 限

用 介護に要する費用を支出して介護を受け 下欄に 介護補 は として支出された額 掲げ 随時 五. るときを除く。 償に係る障 万二千三百円 介護を要する場合」 定める障害のいずれ | 害が別 そ $\tilde{\mathcal{O}}$ 表第四 とい その 額 カュ が五 に . う。 月に 該当する場合 随 万二千三百円を超えると 時 お 介 た日が 護を要する状 け る介 お 護 あるとき て (次号に 要する費 その月に 態 な 0

兀 準ずる者 十円以下である場合に限る。) する費用 当 随 |該介護 時 介護 による介護を受けた日が を支出して介護を受け を要する場合に 要 (する費用として支出された額が二万八千 お 1 て、 た あ 二万八千三百六十 るとき その 日 が かる場 月 に (その 親族又はこれ %合にあ 月に つては 介護に

(遺族補償)

第七条 等の遺 亡した場合において て行うものとする。 作業等に従事し、 族に対して、 遺族補償は、 若しくは救急業務に協力したことにより、 遺族補償年金又は 非常勤消防団員等が 遺 族 公務により、 (補償 当該非常勤消防 時金を支給 又は消 寸 死

(遺族補償年金)

していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員第八条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防

時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。 て同じ。 事実上)以外の者にあつては、 婚姻 関係と同 様 の事情にあつた者を含む。次条に 非常勤消防団員等の 死 亡の お 当 1

一 <u>5</u> 三 (略)

第八条の三及び第 兄弟姉妹については、 前三号の要件に該当しない にあること。 九条の 三に 務省令で定め おい 夫、 子、 て 父母、 る障害 特定障害状態_ 孫、 0 状態 祖 父母又 (次条 とい は

• 3

ている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。 年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じく 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数 (五十五歳以 (遺 族

の妻又は特定障害状態 補償基礎額に百 五十三を乗じて得た額

る妻である場合には、 補償基礎額に百七十五を乗じて得た額 にあ

二 { }

2 • 3

くしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるもの 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計 至つたときは、 ない場合において、 その該当するに至つた月の翌月から遺族補償 その妻が次の各号のいずれかに該当する を同

> 時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。 て同じ。)以外の者にあつては、 事実上婚姻関 保保と同 様 の事情にあ 非常勤 つた者を含 消防団員等の む。 次条に 死亡 0) お 当

(略)

兀 兄弟姉妹については、 前三号の要件に該当しない夫、 次に掲げ る 子、 V す 父母、 n カ 0 孫、 状 熊 祖 父母 又

あること。

イ 害がある状態 表第三に 定定め る第七 級以 上 0 等 級 12 該 当する程 度 0 障

口 易な労務以外 害がある状態 負傷又は 疾 病が治らない 0 労務に服することができな で、 身 体 \mathcal{O} 機 能又 は 程度以上 精 神に、 0

2 •

第八条の二 遺族補償年金 している遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう 補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じく)の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。 る妻である場合には、 上の妻又は前条第 一人 補償基礎額に百五十三を乗じて得た額(五十五歳以 項第四号イ若 補償基礎額に百七十五を乗じて得た額 一の額は、 次の各号に掲げる人数 しくはロ に 掲げる状態にあ (遺

2 •

4 に至つたときは、がない場合におい くしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるもの ない場合において、 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計 その該当するに至つた月の その妻が次の各号の 一に 翌月 カュ からな 遺族補償 該当する を同

金 0 額を改定する

五. 十五歳に達したとき (特定 障 害

あるときを除く。

その事 定 情がなくなつたとき(五 障 十五歳以上であるときを除く なり、 又

この場合において、 次順 が次 0 各号のいずれかに該当するに至つたときは、 者に遺族補償年金を支給するものとする。 遺族補償年金を受ける権利は、 同順位者がなくて後順位者があるときは その権利を有 消 三滅する する遺

_ 兀

五. こ の 時 初の三月三十一日が終了 から引き続き特定障 孫又は兄弟: 姉妹については、十八歳に達した日以 したとき 状 (非常勤 消 防団 員 等 \dot{O} 後 死の

あるときを

特定障 害

て なったとき(夫、父母又は祖父母については、 0 死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。)。 初の三月三十一日までの間にあるか又は非常勤消防 あるとき、 は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日 等 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫につ 孫、 祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなく 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以 にある夫、子、 非常勤 消防 団 後の 員 間い団

2

とする。 九条の三 に支給された遺族補償年金 掲げる者 0) 遺族補業 区 分に応じ、 前条第二号の場合にあつては、その額から既応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額 償 時 金の の額の合計額を控除 額は、 補償基礎額に、次の各号に した額とする。

> 年金の額 を改 定す

る状態にあるときを除く。 五十五歳に達したとき (前 条 第 項 第 四 号 イ又 は 口 に 掲 げ

その事情 前条第 がなくなつたとき(五十五歳以 項第四号イ若しく は 口 に 掲げる状 上であるときを除 態にな 又 は

第八条の三 。この場合において、 族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、 次順位者に遺族補償年金を支給するものとする。 遺 一族補償年金を受ける権利 同順位者がなくて後順位者があるときは は、 その 権利を有 消 する 滅 がする

一 匹

五. 態にあるときを除 亡の時から引き続き第八条第一 最初の三月三十一日が終了し 子、孫又は兄弟姉妹については、十 たとき(項 第四号イ又は (非常 八歳に達した日以後 勤 消 口 防 に 寸 げ \mathcal{O} る 死

にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後 なつたとき(夫、父母又は祖父母については、 最初の三月三十一日までの間にあるか又は非常勤消防 ては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの 員等の死亡の当時六十歳以上であつたとき、 父母、孫、 の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。)。 第八条第一 祖父母又は兄弟姉妹に 項第四号イ又は 口 に掲げ ついては、その事情がなく る 状 態にある夫、 子又は孫に 非常勤消 寸 0 防 間い

2

第九条の三 に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。 とする。 掲げる者の ただし、 区分に応じ、 遺族補償 前条第二 時金の額は、 当該各号に定める倍数を乗じて得た額 二号の場合にあ 補 償基礎額に、 つては、 その額から 次の各号に

等の死亡の 第九条第 親 旅族又は 当時十 特定障 項第三号に該当する者のうち、 害 八歳未満若しくは五 態 十五 歳以 非 常勤 上 の 三 消 親 防 等 寸 に内員

あ る三親等 内 0 親 族

七

百

(略)

2 略

葬祭補 償

死亡した場合にお えた金 て、三十 業等に従 一額を支給する 万五千円に 事 Ļ 1 ては、 若しくは救急業務に協力したことに 常 補 賞基 葬祭を行う者に対 勤 消 礎額の三十倍に相当する金額 防 団員等が公務により、 して、 葬祭補償と ょ 又 より、 は を 消

殊公務に従事する非 常 勤 消 防 団員及び非常勤 水防 寸 員 \mathcal{O} 特

傷 事 額 第 その 病 態 な自然現象若しくは火災、 0) 身 補 0) 鎮圧又は暴風 体に対する高度の危険が予測される状況の下におい条の二 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその それぞれ当該額に百分の五十 ため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る 発生時における人命の救助その他の被害の防御に従 償 年金、 第六条第三項若しくは第四項又は第八条の二第一項 障害補償又は遺族補償については、第五 豪雨、 洪 爆発その他これらに類する異常 水、 高潮 (傷病補償年金のうち、 地震、 津波その 条の二 他の て、火 事し 0 な 異

0 は 係るも 百 分 0) 河十、 の に 級の傷病等級に該当する障害に係るものに あ つて 級 は 百分の四十五、 傷 該当する障害に係るものに 病 等 障 害補 償 のうち、 に該当す あ

る

等の死亡の当時十八歳未満若しくは五 ある三親等 親族又は第八 第九条第一 内 項第三号に該当する者 \mathcal{O} 親族 条第 七百 項第四号 倍 若し のうち、 十五 は 歳 口 以 £ 常 掲 \mathcal{O} 勤 げ 消 る 親等 防 態 寸 内 員

(略)

2 (略)

(葬祭補

第十一条 死亡した場合において ,葬祭を 防作業等に従事し、 葬 祭補 賞は、 若しくは救急業務に協力したことに 非常勤 葬祭を行う者 消 防 4 [員等 に が . 対 公務により、 L 7 ょ 又 ŋ は

加えた金額を支給して行うものとする。 (特 殊公務に従事する非常勤消 防 額の三 団員及び · 倍 に 非 常 相当する 勤 水 防 団 金 員 \mathcal{O} 額

第十一条の二 常な自 災の鎮 傷病補償年金、 事態の発生時における人命の救助その他の は身体に そのため 然現象若しくは火災、 圧又は暴風 対 公務上の災害を受けた場合における当該災害に する高度の危険が予測 非 障害補償又は遺 常勤 豪雨、 消 防団員又は 水、 爆発その 族 べされる: 補償については、 高 非 潮 常 他の被害の防禦に従事他これらに類する異常 勤 状況の 水 震 防 寸 下におい 員 津波その他 が 第五条の そ \mathcal{O} て、 生 係 0) 命 る 異 火 な 又

別 る障害に係るも あつては百 額 第 表第二に定める第一級の傷病等級に該当する障害に係るも は、 項 それぞれ当該額に百分の五 第六条第 1分の四 定定め る第 のにあつては百分の四 項 級の 同表に定め 等級 に該当する障害に係るも る第 + 傷 + 又は第八条の二第一 英 級 病補償年金のうち、 0 障害補償 傷 病等 級に該当 のうち、 、 項 別 の 0)

場合に 0 百 た額とし、 分の 合 係 7 いるもの 計 は 額を控除 あ 五 百 いつては、 + 分 を乗じて得た額を加算し 第九条の 0 あつては 兀 した額 +その額から既に支給された遺族補償年 \equiv 第 百 とする。 分 項 0 0 \mathcal{O} 兀 障 額 十五)を乗じて得た額を加 害 は、 等 た額 同項本文に規定する額 これた遺族補償年金の額の第(第九条の二第二号の記事を表しません。 に該当する 算 障 L 害

附則

(施行期日)

第一条(略)

(障害補償年金差額一時金)

とき 当する額 計 同 金 級 死 表 び 条 同 額 こした場合においれの二 当分の問 当該障 条に が、 の上欄に掲げる障害等 0 応じ、 いて第十 その 0 規定する率を 次の表の上欄に掲 害 障 それぞれ口 者の 害補償年金差額一 補償年金に の間 遺族に対 条の二の規定 て、 同表 乗じて得た額を加算した額) 障 害補 係る障害補償年金前払 その者に支給された当該障害補 į 級に の下 げる当該 償 時金を支給するものとする。 損害補償として、 が適用された場合に ・欄に掲げる額 年金を受ける権 応じ、 障害補償年金に係 同表の下欄に掲 (当該: 利を有 その 時 に満 あ 金の 障 差額に いつては、 る障 する 害 だげる額 たな 補 額 償 害等合 償年 年 相 11 金

第 三 級	第二級	第 一 級	障害等級
補償基礎額に一、○五○を乗じて得た額	補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額	補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額	額

の合計額を控除し、場合にあつては、こ 百分の五十を乗じて得た額を加算 た額とし、 合計 に係るも É は 額を控除した額) 百 0) 分 にあつては百分の四十五) 第九条の三第一 0 兀 その 同 額から既に支給された遺 表 とする。 項の額 定 8 る第 L は、 た額 同 を乗じて得た額を加算 された遺族補償年金の額額(第九条の二第二号の同項本文に規定する額に 0 等 級に該当 「する 障

附則

(施行期日)

第一条 (略)

害補償年金

差

額

第 金について第 とき に同 当 同 計 及び当該障害補 死亡した場合に 一条の二 「する額の障害補償年金差額 表の上欄に 額 条に が、 その 規 て第十一条の二の 次の 当 分 定する率を乗じて得た額を加 者の 掲げる障害 それぞれ同表の下 表 において、 の上欄に掲げる当該 |償年金に係る障害| 0 間、 遺族に対 その者に支給され 害補 の等級に 規定が 償 損害補: 時金を支給するものとする。 欄 年 応 適用され に 補 金 賞年金 じ、 障害 掲 を受 償 げ とし つける 算 る 補 同 表の た場合にあ 額 償 前 た当該障害 した額 て、 権 年金に係 (当該 下欄に掲げる 利を その 時 に満たな 障 金 有 つては、 る障 する者 差額に 害 \mathcal{O} 補 補 額 償 償 害 年 \mathcal{O} 額 年 合 金が V \mathcal{O}

第三級	第二級	第一級	障害の等級
補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額	補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額	補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額	額

第六級 補償
償基礎額に六七○を乗じて得た額

2 金として支給するも \mathcal{O} カゝ 規 障 カュ 害 定 わらず、 前 \mathcal{O} 補 適用 当該 年 に障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障がを受ける者が死亡した場合において、その者 時 金 各号に定める額に 金 その差額に相当する額を障害補償年金差額 を受ける権 一の額 のとする。 の合計額が、 利を有する者のうち、 満たないときは、 る額を障害補償年金差額一時満たないときは、前項の規定、次の各号に掲げる場合の区該障害補償年金に係る障害補 第 六条 第 に支 八 項

じて得た額を加算した額)から、 \mathcal{O} る公公 その Ü 級 害 げ 者 、ぞれ に応じ、 に る 0 7 1務上の 額 者の に応じ 係るものである場合には、 加 重後の た額 同 表の 加重 加重後の障害が第十一条の二に規定する公務 災害に係るものである場合には、 を加 同 下欄に掲げる額 障害等級 同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率 前 表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗 算 の障害等級が第七級以上である場合 L た 額) に応じそれぞれ前項の表の下欄に を差し引いた額 (加重後の障害が同条に規定 加重前の 同 |表の上欄に掲げる障害等| |の二に規定する公務上の の障害等級 加 重 前 に応じ の障 を 害

その 0 加 者 \mathcal{O} 加 重 障害 前 0) 等級 障 害 等 級 応じそれぞれ前項の表の下 が 第八級以下である場合 -欄に

その

0

障

害の

等級

が第

八級

以

下である場

合

加

重の

後 加

の重

障前

害の

等級に応じそれぞれ

前項

の表の下

欄に

第四級	補償基礎額に九二〇を乗じて得た額
第五級	補償基礎額に七九○を乗じて得た額
第六級	補償基礎額に六七〇を乗じて得た額
第七級	補償基礎額に五六〇を乗じて得た額

2 にかかわらず、2分に応じ、当該を 給され、 償年金 金として支給するもの 規 障 定 害 前 た当該障 \mathcal{O} 補 払一時 償年金 適用 を受ける者が死亡した場合に その差額に相当する額を障害 金の 各号に定める額に満たない 害補償年金及び当該障害 を受ける権 額の とする。 合計額 利を有る が、、 する者 次の各号に掲げる場合 補 \mathcal{O} おい うち、 ときは、 [補償年金 年金に係る障害 て、 第六条 その者に 前項の規定 差額一 第 \mathcal{O} に 六 定 区補 支 項 時

する公務上の の者のは じて得た額を加算した額)から、 等級に応じ、 災害に係るものである場合には、 掲げる額(加 \mathcal{O} 小じて得 その者の 程 度に応じ、 加 た額 重後 表の の災害に係るものであ 加 が重後の を加 同 0 重 同 下欄に掲げる額 表の下欄に掲げる額 障 前 算した額) 一表の下欄に掲げる額 害の等級に応じそれ 0 障害の 障害が第十一条の二に規定する公務上 等級 を差 が 加 る場 L 加 同 第 に同 引 重 重 表 七 一合に に同 0 ぞれ前項の 後 前 級 た額 0 条に規定する率を乗 上 \mathcal{O} 以 には、 条に 障 障 欄に掲げる障害の Ŀ 害の 害が同条に規定 一である場 加重 規定する率を 等級に応じ 表の下欄に 前 の障害 合 0

た 定 **| 害等** て得 金 による金 害 害 げ 額) 合に 項 が る た額 応じ、 第 0) 級 係 で るも 規 除 額 定 を 加 に応ずる一 に同条に に 加重 L 条の二に 加 司 \mathcal{O} 重 による金 て得た数を乗じ で 表 後 した額 後 ある場合に 0 下 同 障 条第 規 規 額 欄に掲げる 害 を当 定 定 が に当該 す す 第 する率を乗じて + る公務上の 項 該 は て得た額 \hat{O} 障 条の二に 規定による金額 害補償年金 障 額 同 長の上 :害補償年金 に同条に規定する 災害に係 て得た金額 に応じ、 一欄に掲げ 規 に係 定する に係 るも る加 加 同 る を る 公 頃の規 重後 加 率 障 重 第 六条 0 後 算 を 害 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 乗

3 5

障 害 補 償年金 前 払 時

第 の三

2 害 補 償 年 金 前 \mathcal{O} 額 は、 前 条第

で 償 重 t あ る当 後 る場合に ず \mathcal{O} 金 級 \mathcal{O} 加 は 項 障 該 とした場合における同項各号に定める額とする。 重 前の 害が す 障 障 ついて第六 応じ、 害補償年金 おい 害 には、 第十 書 障 補償 相 当す 害等 千倍 て「障害補 が 年金前 規定によるものである場合には そ 選 同 択 条の二に規定する公務上の災害に係 条第 れぞ る 条に規定する率を乗じて得た額 級 L 額 八 前 いのうち に応じ前条第二項各号に定める額 た 百 払 八 れ 払金 (項の規定が適用された場合に)に一人では、「同表の下欄に掲げる額(当該 額とする。 倍、 一時 償年金前払一 .表の下欄に掲げる額時金に係る障害補償. から 六 金 の限 百 当 倍、 ただし、 「該障害補 度 額 時金の限度額」とい 兀]百倍若 の範囲内 項 第一 償 \mathcal{O} しくは 年金 年金 表 ...で補 を加 項 \mathcal{O} 0) を に) 。 上 算し るものがるものがある。 受け 二百 償基 障 申 あ 係 障 つて る 出 害 に う以な 補障揭 礎

> 障害が じて得 た金 定による金額 る場合に 害 げ 項 に応 額)で除 の等級に応ずる同 る の規 た額 第十一条の二に規定する は、 るも 定 を 加 に 加 L 別 同 \mathcal{O} 算し であ て得た数を乗じ 同 表第三に よる金額を当該障 後 条に規定する率を乗じ 0 0 した額) 下欄に掲げ る場合に 障 条第 害 定 が に当 8 第 項 る障 +公務 の規 7 該 る 害 障 額 0 上 定による金額 補 表 0 等級 額 0) 同 償 0) 災害に て得た金 条に 年 償 上 金 年 規 規定 に応じ、 -金に に係る加 定 に掲げる に係るも する する 額 係 同 を る 加 公 項の規 第 率 障 加 重 重 務 六条 を 後 後 害 上 \mathcal{O} 0

3 5

障 害 補 賞年金 前 払

時

金

第 条の三

2

いものとした場合である場合には、 下この 重は償 げ)又は障 る当 年金につ \mathcal{O} 後の障害 \mathcal{O} 障 ず 6千二百 項 加 害 を 等 項に 重 級に応じ、 補 有する者が 該 か 前 障 倍、 害補 おい :害補 年金 た場合における同項各号に定め がの 1 第十 相 障 て 害の 千 償年金前払 て「障害補償年 第六条第六項の規定が 償 前 倍、 選択し 年金前 「する 規定によるものである場合 それぞれ同表 同 一条の二に規定する公務上の 一条に規定する率を乗じて得た額を加算 等級に応じ前条第二項各号に定める 時 八百倍、 た額とする。 のうち 払 金 1倍、六百年1一時金の四 \mathcal{O} 時 額 から当 金 0 金 は、 の限 前 下 に 倍、 · 欄 に 払 係 前 ただし 適用 る障 該 度 条 障 額 時 掲 兀 百 \mathcal{O} · 金 の る額とする。 された場合にあ 害 害 `る額 倍 範 補 補 項)限度額 災害に 償 岩し 囲 償 第 \mathcal{O} 内で 年金 年 (当該 Š 項 金 \mathcal{O} を受け 、は二百 補 係 に 上 るも 償基 申 額 障 Ü 出 1 害 る 0 う 以なの 加 て 補障掲

受ける権利を有する者が選択した額とする。四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金をい範囲内で、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えな時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間償年金に係る障害等級」に応じ、それぞれ障害補償年金前払一

別表 補償 (略)

補償基礎額表(第二条関係)

(略)

受ける権利を有する者が選択した額とする。 四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金をに係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えなに係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、八百倍又は「資産額がある」がである。

5 · 6 (略)

別表第一 補償基礎額表(第二条関係

(略)

別表第二 傷病補償表 (第五条の二、第十一条の二関係)

第一級			
障 し 害 も 害	第二級	<u> </u>	傷病等級
障 し 害 も 害	二七七	= = =	倍数
		障害の状態にあるものと 障害の状態にあるものと で書の状態にあるものと に対しているも を有し、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するも では、常に介護を要するものと	障害の状態

第三級	第二級	第 一 級
二四五	-1 -1 -1 -1	三
三 神経系統の機能又は精神に著しい障	一 一眼が失明し、他眼の視力が○・○ 二以下になつたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの し、随時介護を要するもの し、随時介護を要するもの し、随時介護を要するもの し、随時介護を要するもの	 「両眼が失明したもの」 二 理解及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 九 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの

	第	
第 五 級	第 四 級	
一 八		
八四	三三	
 一 一眼が失明し、他眼の視力が○・ 以下になつたもの 二 神経系統の機能又は精神に著しいに服することができないものに服することができないものに服することができないものった。 し、特に軽易な労務以外の労務に服ることができないものった。 一上肢を手関節以上で失つたものの方に、 	 一 両眼の視力が○・○六以下になつた もの を残すもの 一 一上肢をひざ関節以上で失つたもの 一 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 一 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 一 両手の手指の全部の用を廃したもの 市 両手の手指の全部の用を廃したもの 	五両手の手指の全部を失つたものものものものもの
で 大 で 大 で 大 の で 大 の で 大 の の の の の の の の の の の の の	〇六以下になった 機能に著しい障害 以上で失ったもの 以上で失ったもの 関節以上で失ったもの	一会部を失つたもの一会部を失つたもの一会部を失つたもの

上の距離では普通の話声を解すること 二 両耳の聴力が四十センチメートル以 以下になつたもの 一 一眼が失明し、他眼の視力が○・六	第七級
五六 一 両眼の視力が○・一以下になつたも の	第 六 級
八 両足の足指の全部を失つたもの 一上肢の用を全廃したもの	

<u> </u>	一 一 九	. 八 . 七 六	五 四 =	
三 両側の睾丸を失つたもの二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの	一 両足の足指の全部の用を廃したも動障害を残すもの一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	- 手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を含み四の 手指の用を廃したもの 一足をリスフラン関節以上で失つた	声を解することができない程度になつたものたものたものたものたもの一度解することができない程度になつとができないものとができないもの胸腹部臓器の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないものあな労務以外の労務に服することができないもの	「F)葱J:盆・そ~、2F)ができない程度になつたもの

第 九 級	第 八 級
三九	五. 〇 三
一	- 一眼が失明し、又は一眼の視力が○ - ・○二以下になつたもの - ・○二以下になつたもの - ・○二以下になつたもの - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

七 の 一五 一足の足指の全 の 九 六 五. 兀 用を廃したもの又は母指以外の三の手指の 残し、 を解することができない程度になり、 を解することができない程度になり、 もの 指を失つたもの
一手の母指又は母指以外の二の手 に制限されるもの服することができる労務が相当な程度 咀嚼及び言語の機能に障害を残すを残すもの な程度に制限されるもの い程度になつたもの では普通の話声を解することができな 両耳の聴力が一メートル以上の距離 鼻を欠損 一耳の聴力を全く失つたもの 耳の聴力が耳に接しなければ大声 胸腹部臓器の機能に障害を残し、 神経系統の機能又は精神に障害を 一手の母指を含み二の手指の用を 一足の第一の足指を含み二以上の 足の足指の全部の用を廃したも 服することができる労務が相当 その 機能に著し い障害

第一一一		第一〇級	
は運動障害を残すもの 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又	□ 十四歯以上に対し歯科補綴を加えた □ 十四歯以上に対し歯科補綴を加えた □ 十四歯以上に対し歯科補綴を加えた □ 1 一耳の聴力が「メートル以上の距離	一 一眼の視力が○・一以下になつたも	一六 生殖器に著しい障害を残すもの

第一二級一五六	
一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又 は骨盤骨に著しい変形を残すもの	残すもの

第二三級	
 一 一眼の視力が○・六以下になつたもの 二 正面視以外で複視を残すもの 工 正面視以外で複視を残すもの 工 正面視以外で複視を残すもの 又はまつげはげを残すもの 又はまつげはげを残すもの 	 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 一 一手の小指を失つたもの 一 一年の第二の足指を失つたものの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもののアは第三の足指を失ったものののと指の用を磨したもの。 一 一足の第一の足指を失ったものの人間の用を廃したもの。 一 一五 一足の第一の足指を失ったものの人間の用を廃したもの。 一 一日の第二の足指を失ったものの人間の人間である。 一 一日のりまるの人間の人間で表する。

第一四級五六	
-	 六 一手の小指の用を廃したもの 九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 足指を失つたもの 皮指を失つたもの 皮指を失つたもの 足指を失つたもの 皮指を失つたもの 足指を失つたもの 皮指を失つたもの 足指の用を廃したもの

状 態 まする	随 時 介 護	状態 態要する 意	する状態	別表第四分	
と同程度の介護を要するもの に該当する障害であつて、前二号に掲げるものに該当する障害であつて、前二号に掲げるものに該当する障害 級の項第四号に該当する障害 級の項第三号に該当する障害	三 前二号に掲げるもののほか、別表第三第二の項又は別表第三第一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	級の項第四号に該当する障害 二 別表第二第一級の項第四号又は別表第三第一級の項第三号に該当する障害 一 別表第二第一級の項第三号又は別表第三第一	<u>障</u>	介護補償表(第六条の二関係)	一〇 男子の外貌に醜状を残すもの九 局部に神経症状を残すもの足指の用を廃したもの